


人権相談窓口・人権ライブラリーのご案内

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

みんなの人権110番（全国共通）

 **0570-003-110** (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

 **0120-007-110** (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

女性の人権ホットライン（全国共通）

 **0570-070-810** (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
ゼロナゼロのハートライン

インターネット人権相談受付窓口

24時間・365日受付

- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料（図書、ビデオ、DVD、展示パネル）を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打ち合わせスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出も行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F
TEL: 03-5777-1919 FAX: 03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp
ホームページ: <http://www.jinken-library.jp/>
開館時間: 9:00~17:00
(土日、祝日、年末年始は休館)

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。

- 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
- 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

平成27年度 法務省委託 人権啓発教材

家族で考える ハンセン病

活用の手引き
一般向け
(20分)

あなたは、ハンセン病を知っていますか？
子どもに正しく伝えられますか？

かつてハンセン病は「癩(らい)病」と呼ばれ、約90年にもわたり隔離政策がとられていました。病気に対する医学的な認識も、法律も変わりましたが、いまだに偏見や差別が存在し、課題は残されています。

目次

ハンセン病とは	3
ドラマのあらすじ	4
ハンセン病の歴史と隔離政策	6
ハンセン病問題の現状と課題	10
人権尊重社会へ	12
ハンセン病療養所の今	14
研修の展開例	16
板書例	18
ワークシート	19

ハンセン病とは

ハンセン病は、どんな病気でしょうか？

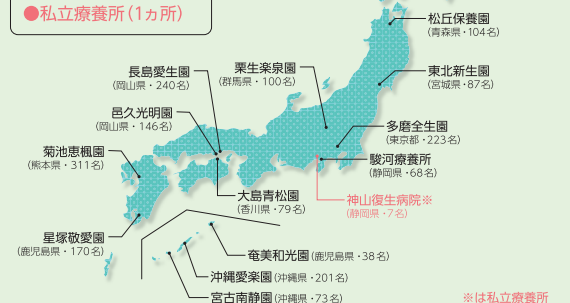
- ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症です。かつては癩(らい)病と呼ばれていました。発病すると手足などの抹消神経がまひを起こしたり、皮膚に様々な病的な変化が起こったりします。
- 感染症ですが、感染力が非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。
- 仮に感染しても発病することは極めてまれです。ハンセン病療養所で、毎日患者さんたちと接してきた職員のうち、発病した人はこれまで1人もいません。
- 万一発病しても優れた治療薬で治ります。
- 早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症が残ることはありません。

全国のハンセン病療養所 (平成26年5月1日現在)

総数(14カ所)

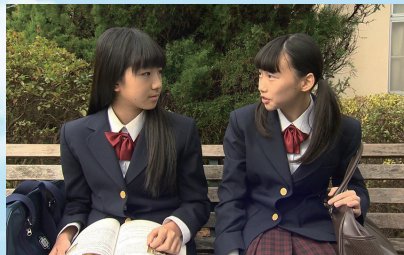
●国立療養所(13カ所)

●私立療養所(1カ所)



ドラマあらすじ

佐藤家は、中学
1年生の清香と、
その母・知美、父
の正、祖母の勝子
の4人暮らし。ある
日、清香は、親友



の真帆から自由研究の参考のためハンセン病の療養所へ
行ってみようかと誘われる。帰宅して、清香は、知美に
ハンセン病療養所に行ってみたいと言うと、勝子が猛
反対する。ハンセン病は怖い病気、療養所の入所者と
接触すると感染するかもしれないと。

ハンセン病の事をよく知らない知美は、勝子の言葉
を受けて、清香が療養所に行くことを止める。清香は、
ハンセン病についてもっと詳しく知るために、インター
ネットで調べ、ハンセン病に対する知識を深める。
正は、清香が療養所に行くことに理解を示し、後押しを
する。清香は、療養所へ行く決心をする。



清香と真帆に知美も
加わり、3人でハンセ
ン病資料館を訪ねる
と、ハンセン病回復者
の平沢保治さんと会

い、話を伺うこと
になった。療養所
の中を歩きなが
ら、平沢さんは、
家族から引き離さ
れたつらさ、故郷



へ帰ることのできないつらさ、子どもという新しい
家族を持つことも禁じられたつらさを語る。

療養所から清香と知美が帰ってくる。清香の元気のな
い様子を、勝子はやはり怖かったのだろうと声をかけ
る。しかし清香はハンセン病を理由に強制的に隔離され
てきた人々のことを思って悲しくなったのだと言う。
知美も、清香と一緒に行って良かったということ勝子
や正に伝える。考え込んだ勝子は、「私も行ってみよう
かしら」と言うと、正も交えて家族みんなでハンセン病
について考えてみようと言話がまとまる。



ハンセン病の歴史と隔離政策

ポイント

なぜ、ハンセン病患者やその家族が偏見・差別を受けてきたのか、時代背景や施行された法律をもとに考える。

| ハンセン病問題の歩み |

- 明治 6 (1873)年 アルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見。
- 明治 40 (1907)年 法律「癩予防二関スル件」が制定される。
- 昭和 6 (1931)年 「癩予防法」(旧法)が制定(癩予防二関スル件の改正)される。
- 昭和 11 (1936)年 「無癩県運動」が本格化する。
- 昭和 18 (1943)年 プロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。
- 昭和 23 (1948)年 優生保護法で、ハンセン病も指定される。
- 昭和 28 (1953)年 「らい予防法」が制定される。
- 平成 8 (1996)年 「らい予防法」が廃止される。
- 平成 13 (2001)年 熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。
- 平成 15 (2003)年 熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。
- 平成 17 (2005)年 ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書が提出される。
- 平成 20 (2008)年 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。
- 平成 22 (2010)年 国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。

■患者に対する偏見や差別はいつから始まったのでしょうか。

日本では「日本書紀」や「今昔物語集」に「らい」の記述があるといわれています。

この病気にかかった人は、仕事ができなくなり、商家の奥座敷や、農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠れて暮らしたという文献が残っています。

「感染症」であるという医学的な裏付けがない時代には、「血筋による病気」などという見られ方をしていました。

また、顔や手足の変形といった後遺症が残ることも差別の要因になったと考えられます。

■明治 40 (1907)年 「癩予防二関スル件」制定

明治になると、日本は日清・日露戦争に勝利をおさめ、欧米列強の仲間入りを目指していました。そうした中、ハンセン病の患者を放置しているのは文明国にふさわしくないとして、明治 40 (1907)年「癩予防二関スル件」を制定。全国に5つの療養所を設置し、放浪しているハンセン病患者を収容して一般社会から隔離する政策がとられました。

■昭和 6 (1931)年 「癩予防法(旧法)」制定 (癩予防二関スル件の改正)

各地に国立の療養所を設置し、全てのハンセン病患者を強制的に入所させる政策が進められました。

ハンセン病の歴史と隔離政策

■「無癩県運動」とは

ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする官民一体の患者の強制収容運動。各県の衛生当局は患者を捜して収容者数を競いました。

保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた療養所に連れて行くという光景が、人々の心の中にハンセン病に対する恐ろしいイメージを植えつけ、偏見や差別を助長させていきました。

■昭和 18(1943)年 「プロミン」のハンセン病治療への有効性が発表される。

アメリカでハンセン病の特効薬としてプロミンの有効性が判明。ハンセン病は「治療可能な病気」になります。しかし、隔離政策は続いていきます。

■昭和 28(1953)年 「らい予防法」が制定される。

「癩予防法」を全面改正した「らい予防法」が制定されました。入所者の反対にかかわらず隔離政策が続けられました。

■隔離政策のもと、ハンセン病患者やその家族は、どのような人権侵害を受けたのでしょうか。

①結婚の前提条件としての断種



②療養所内での実質的な監禁



③意思に反する強制的な収容



■平成 8(1996)年 「らい予防法」が廃止される。

元厚生省(当時) 医務局長・大谷藤郎氏が「らい予防法」の全面廃止を求める私的見解を発表。全国国立ハンセン病療養所長連盟や日本らい学会も見解を発表し「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されました。ついに隔離政策が終わりを告げました。

ハンセン病問題の現状と課題

ポイント

ハンセン病問題は単なる過去の悲劇ではなく、現在もまだ続く人権問題である。

■平成13(2001)年 熊本地裁で「らい予防法」 違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決

平成10(1998)年7月、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、翌年には東京、岡山でも訴訟が提訴されました。平成13(2001)年5月11日、熊本地裁で国の責任を認める判決が下り、政府は控訴をしませんでした。これをきっかけに6月には衆参両院で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国は回復者に謝罪しました。



Q これで、ハンセン問題は解決したのですか？

A いいえ。ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題です

問題その1 ▶ なくならない偏見や差別

事例紹介 療養所入所者宿泊拒否事件

平成15(2003)年に熊本県で起きた事件。熊本県が実施した、ハンセン病療養所入所者の「ふるさと訪問里帰り事業」において宿泊予約を受けていたホテルが、宿泊客がハンセン病の回復者であるということを理由に宿泊を拒否しました。県は知事名の申入書を手渡し、宿泊拒否の撤回を求めましたが同ホテルは応じませんでした。

問題その2 ▶ 故郷や家族との絶縁状態

ハンセン病という病からは回復しても、故郷や家族といった絆を取り戻すことができない回復者が数多くいます。故郷の近くに行っても実家まで行くことができないという事実は、回復者に対する根深い偏見があると同時に、その家族も今でも強い差別と偏見にさらされているということを物語っています。

問題その3 ▶ 入所者の高齢化・独居化

現在、全国の入所者の平均年齢は80歳を超えます。隔離によって家族から引き離されただけでなく、子どもを持つことが許されなかったため、孤独な生活を余儀なくされています。ハンセン病は完治していますが、後遺症や加齢による障害や持病を抱える人が多数います。

人権尊重社会へ

中 修一 さん

国立療養所菊池恵楓園退所者の会
ひまわりの会 会長



中さんは、19歳の時に園長の反対を押し切って療養所を出て、大阪の会社に就職しました。その時の心境を語っていただいています。
「最初の給料でね、パンと牛乳を買ってね、淀川の堤防で食べたんですよ。療養所で食べた御飯と比べものにならないくらいおいしかったです。自分で働いて、得たお金で買って食べる、食べ物のおいしさね。だから涙が出ましたよ。」

だから園長は2年しか、許可しなかったけど、一度社会に出たら、何が何でも療養所に帰るもんかとね。そして自分の自由でしょ。働いて得たお金で、自分の好きな物を買って食べれる。生き甲斐を感じましたよ。」

森元 美代治さん

NGO IDEA ジャパン代表



森元さんは、療養所を退所した後、NGO IDEA ジャパンを創立し、世界のハンセン病患者・回復者と手を結び、経済的に貧しい地域の医療や教育を支援する活動に取り組んでいます。

「自分たちも治る病気になったんだから、自分たちの問題としてね、自分たちはもっと世の中に出て行ってね、世界で手をつないで頑張ろうというのが、IDEAの組織なんです。最初はインド、ネパール、それからタイ国、中国、そしてインドネシアと今6か国にね、ハンセン病の貧しい子どもたちに奨学金を私たちが集めたお金を送ったり。」

後は療養所が厳しい生活環境にあるんですよ。日本の療養

所と全然違うんですよ、外国の場合は。本当に厳しい生活なんですね。学校に行けない子がいっぱいいますんでね、その子たちに少しでも役立ってもらおうと思って。何としてもね、せっかく大学を出たんで、自分の力をもう一回社会でね、試してみようと思ってですね。

自分にできることがあるんじゃないかと思ってね、やっぱり出て行って本当に良かったと思ってますけどね。思いのほかIDEA ジャパンが発展していったんで。」

上野 正子さん

国立療養所星塚敬愛園入所者自治会 副会長
NPO法人ハンセン病問題の全面解決を
目指して共に歩む会 副理事長



上野さんは、13歳で療養所に入所し、過酷な運命と闘いながらも人間としての尊厳を持ってひたむきに生きてきた方です。

「社会復帰がもう夢でしたから、出たい出たいと思っていましたけども、私のこんな曲がった手で生活ができるかなという事は不安を持っていましたけど、主人ももう年になって、81歳前になってから、何の仕事ができるのかなと思いながら、ずっとここで自分の役割があるだろうと思っていましたけど、親を恨んだり人を恨んだりすることはできないちゅうことを私は身に染みて思いました。本当に、私にはここにいてできることがあるだろうかと思った時に、弁護士の先生たちが、市民学会とか、また各学校に、1年に58回ほど講演に出るので、私には残された使命があって、私はここに残るべきだと思ったので、ここで残って講演活動をやっています。」

ハンセン病療養所の今

「人権回復の橋」

岡山県の長島には、長島愛生園と邑久光明園という二つのハンセン病療養所があります。本土と島の療養所を隔てるのはわずか30メートルの海峡ですが、この海峡が多くの悲劇と絶望をもたらしました。潮流があるので、泳いで渡ろうとして命を落とした入所者も数多くいます。二つの療養所の自治会の悲願である邑久長島大橋が架けられ、本土と橋が結ばれたのは昭和63(1988)年です。現在では療養所までのバスも通り、入所者も自由に園外に行くことができるようになりました。園外からも多くの人々が島を訪れています。



邑久長島大橋

「園内の保育園とお花見」

東京の多磨全生園の敷地内に「花さき保育園」が開園したのは平成24(2012)年です。かつては、一般の人が園の前を通るときには口を塞いで通ったと言われますが、療養所の敷地内に保育園が作られるほど、ハンセン病に対する市民の意識は変わってきました。「花さき保育園」では、入所者との積極的な交流を進めています。また、園の敷地内を通行する一般の人も多く、桜が咲くお花見の時期には、多くのお花見客が全生園を訪れます。



国際的な視点で

日本ではハンセン病を新たに発症する患者は年間で数人程度で、感染しても発症することはまれであり、早期に発見し、適切な治療を行うことにより、後遺症もなく治癒するという状況になっています。しかし、世界では未だにハンセン病患者が多く存在しています。平成25(2013)年末の時点で、世界で18万人以上の患者がWHOに報告されています。日本は、かつての隔離政策を教訓に、国際的にもハンセン病差別問題にイニシアティブをとっています。平成22(2010)年に「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドライン」が策定され、国連総会はそれを十分に考慮し、偏見や差別を解消するよう促しました。その素案を担当したのが、元国連人権理事会諮問委員会委員の、坂元茂樹さんでした。

坂元 茂樹

同志社大学教授／元国連人権理事会諮問委員会委員

「原則という部分では、ハンセン病患者・回復者及びその家族というのは、基本的人権と基本的自由を有する権利の主体であるということ、これをまず定めまして、ガイドラインでは各国がそのような基本的人権と基本的自由をハンセン病患者・回復者とその家族が持つために、具体的な施策を行うことを求めるという形で、原則とガイドラインに分けて作成をしました」

研修の展開例（※研修時間 60分の場合）

項目	時間	経過時間	テーマ	講義の具体的な内容	留意点
導入	5分	5分	参加者の相互理解	入室・自己紹介	隣同士の挨拶等
	5分	10分	ハンセン病問題を知っていますか？	受講者に二つの質問をする (質問1)「ハンセン病について見聞きしたことがありますか？」 (質問2)「ハンセン病に対してどんなイメージを持っていますか？」	※指名して、数名の意見を聞く ※参加者の意見を板書 ※ワークシートの使用も可
DVD視聴	20分	30分	家族で考えるハンセン病	全編視聴	全員で視聴する
シミュレーション	10分	40分	ハンセン病問題に対する受講者の意識の深化	このDVDの登場人物の立場で、ハンセン病問題を考えてみる (質問3)「あなたが清香の親、または祖父母の立場だったら、どんな態度で清香に接しますか？」 (質問4)「もし、親しい人からハンセン病の療養所に行こうと誘われたら、あなたはどんなことを考えますか？」	※指名して、数名の意見を聞く ※参加者の意見を板書 ※ワークシートの使用も可
解説	5分	45分	ハンセン病問題の背景の理解	○ハンセン病患者や回復者に対する具体的な差別 ○隔離政策の中で起きた人権侵害…無癩県運動ほか ○今も続く偏見や差別…療養所入所者宿泊拒否事件	活用の手引き6～11ページ参照 ※講師の判断や受講者の構成要素などを勘案し、解説する項目を絞る
感想	10分	55分	ハンセン病問題に対する認識の変化、行動変容への導き	講習についての感想を述べてもらう (質問5)「DVDを視聴し、また、講師の話聞いてどんな感想を抱きましたか？ハンセン病問題に対する認識が変わりましたか？」 (質問6)「差別をなくすために、あなたができることは、どんなことがあると思いますか？」	※指名して、数名の意見を聞く(偏らないように) ※参加者の発言の中でキーになる言葉を板書 ※ワークシートの使用も可
まとめ	5分	60分	ハンセン病問題に対する認識の再確認 ハンセン病問題の解決に向けて	次の事を解説する ○ハンセン病問題は今も続く人権問題である。 ○特別な問題にみえるが、人権問題として「根本的な考え方」は共通する。 ○ハンセン病問題に学ぶことが、すべての人権問題を考える上のヒントとなる。	活用の手引き12～15ページ参照

※人権相談窓口の説明の内容につきましては、本活用の手引きの20頁をご参照ください。

※年表や、詳しいハンセン病問題に関する解説は、人権教育・啓発担当者向け映像「ハンセン病問題」及び本DVDの証言集をご参照ください。

板書例

ハンセン病問題

主な差別事象

宿泊拒否事件

家族、故郷に戻れないこと

報道をめぐる嫌がらせや妬み

根深い病気への誤解

まとめ

ワークシート

質問1

ハンセン病について見聞きしたことがありますか？

質問2

ハンセン病に対して、どんなイメージを持っていますか？

質問3

あなたが清香の親、または祖父母の立場だったら、どんな態度で清香に接しますか？

質問4

もし、親しい人からハンセン病の療養所に行こうと誘われたら、あなたはどんなことを考えますか？

質問5

DVDを視聴し、また、講師の話を聞いた感想と意識の変化があれば書いてください

質問6

差別をなくすために、あなたができることは、どんなことでしょうか？